

平成22年度青森県地域包括支援センター職員研修事業委託契約書（案）

青森県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、平成22年度青森県地域包括支援センター職員研修事業に係る業務委託について、次のとおり契約を締結した。

（業務の委託）

第1条 甲は、「介護サービス適正実施指導事業の実施について」（平成12年5月1日付老発第473号厚生省老健局長通知）に基づき、平成22年度青森県地域包括支援センター職員研修事業に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託した。

（委託業務内容）

第2条 「平成22年度青森県地域包括支援センター職員研修事業委託仕様書」のとおり

（委託期間）

第3条 委託期間は、この契約を締結した日から平成23年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は金〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇円）とする。ただし、委託料には受講者に係る交通費、宿泊費等は含まないものとする。

（委託料支払）

第5条 乙は委託業務が完了したのち、請求書（第1号様式）により、甲に委託料を請求するものとする。
2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（事業計画書等の提出）

第7条 乙は、この契約締結後速やかに事業計画書（第2号様式）その他甲が必要と認める書類を提出し、その承認を得るものとする。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第8条 乙は、委託業務の執行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
2 乙は、委託業務の実施において個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の制限)

第10条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(委託業務実施上の損害賠償)

第11条 委託業務の実施に当たり乙に生じた損害は、甲の責めに帰する理由による場合を除き、乙の負担とする。

2 委託業務の実施に当たり乙が甲又は第三者に与えた損害は、甲の責めに帰する理由による場合を除き、乙の負担においてその賠償をするものとする。

(実施状況の調査等)

第12条 甲は、委託業務の実施状況について、随時調査することができ、若しくは必要な報告を求め、又は乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(実績報告)

第13条 乙は、甲に対し、委託業務完了後速やかに事業実績報告書（第3号様式）その他甲が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 乙は、甲から当該委託事業に関する説明又は報告を求められたときは、これを行うものとする。

(帳簿等の備付け等)

第14条 乙は、委託業務に係る経費について、他の経理と区分して経理するとともに、常に収支を明らかにしておくものとする。

2 乙は、委託業務の実施状況、実施に係る経費の支出その他委託業務の実施に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを完結した日から5年間保管しておかななければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するとき、又は、該当したと認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に違反したとき。

(2) 乙が、委託業務を実施する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 委託業務の実施状況が著しく不相当であると認められるとき。

(4) 乙が、正当な理由がなく、第12条の規定による調査を拒み、若しくは妨げ、報告を行わず、又は指示に従わないとき。

(違約金)

第16条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として乙から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全部又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第17条 甲は第15条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償金として、乙から徴収する。

(遅延利息)

第18条 乙は、その責めに帰する理由により契約の履行期限までに契約を履行しないときは、当該履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年3.3パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として徴収するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、その全部又は端数を切り捨てるものとする。


2 甲は、前項の遅延利息を委託料から控除するものとする。

(協議事項)

第19条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年〇〇月〇〇日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村申吾 

乙 住所
〇〇 

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該業務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従業者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないこと、当該義務に違反したときは、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(実地調査の受け入れ)

第10 乙は、この契約による業務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、甲が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第1号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
氏 名
代表者名



請 求 書

一金

円也

ただし、平成 年 月 日に契約を締結した平成22年度青森県地域包括支援センター職員研修事業委託契約の委託料として

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名

代表者名



平成22年度青森県地域包括支援センター職員研修事業実施計画について

平成 年 月 日に契約を締結した標記研修委託業務の実施計画について、別紙のとおり提出します。

記

- 1 実施要項
- 2 日程及び会場一覧
- 3 研修カリキュラム及び講師一覧

第3号様式（第13条関係）

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名

代表者名



平成22年度青森県地域包括支援センター職員研修事業実績報告について

平成 年 月 日に契約を締結した標記研修委託業務の実績について、別紙のとおり報告します。

記

- 1 日程及び会場一覧
- 2 研修カリキュラム及び講師一覧
- 3 修了者名簿
- 4 研修テキスト